

平成20年度管財人等協議会協議結果

神戸地方裁判所

1 債権届出書の記載について

破産債権届出書において、証拠書類の例として請求書、納品書のみが記載されているが、今後は得意先元帳についても例示していただきたい。

(提出理由)

将来に配当の見込みのある事案においては、現在、債権者に対し破産債権届出書用紙とともに「【破産債権者の方へお知らせ】」と題する書面を送付する扱いが取られている。そして、「【破産債権者の方へお知らせ】」の「1 債権届出書の書き方」の⑤においては、届出書に添付すべき証拠書類として「例えば手形…(中略)…得意先元帳、借用書等」と記載されている。ところが、破産債権届出書の届出破産債権欄には、証拠書類の例として「請求書、納品書等」との記載しかなく、そのためか証拠書類としては請求書の写ししか添付されていない場合が多い。

この点、債権の存否・範囲を確認するための証拠書類としては、得意先元帳が存在する場合にはその写しの方が請求書や納品書よりも適している場合も多いと考えられる。そこで、得意先元帳の写しの添付を促すため、今後、破産債権届出書の証拠書類の例の欄には「請求書、納品書、得意先元帳等」と記載する扱いをお取り頂きたいと考え、提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

提案のとおり書式を変更する。

2 携帯電話料金の取扱いについて

破産管財人が携帯電話利用契約解除を行った場合の次の各債権について、財団債権として扱うべきかどうか。

- (1) 割賦端末代金が毎月の携帯電話料金に上乗せして請求される契約の場合の割賦端末代金部分
- (2) (1)の契約の場合、利用者が所定の期間が経過する前に契約を解約した時には、携帯電話会社が割賦端末代金の残額を利用者に対して一括請求できるようになっていることが多いようだが、その場合の割賦端末代金の残額
- (3) 例えば、1年間継続使用することにより基本料が安くなるような契約の場合、管財人が1年未満で解約すると、契約解除料等が発生し、解約月に電話料金として請求されることがあるようだが、その場合の一括請求される契約解除料

(提出理由)

最近では、携帯電話料金の料金体系が大変複雑になっている。破産者が携帯電話を使用しており、破産手続開始決定後の解約が必要である場合、破産管財人による解約手続きが終わるまでの期間の携帯電話料金は、財団債権となるが（法55条2項、148条1項8号）、上記(1)ないし(3)は厳密には携帯電話料金ではなく、その取扱いについて迷うところである。そこで、これらの取扱いについて確認しておきたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

(1) 破産の場合の契約関係①－利用契約

携帯電話利用契約は、通信網の利用と代金の支払が対価関係に立つ双務契約であるから、破産法53条以下の適用があると解される。また、携帯電話の利用契約は、携帯通信事業者が継続的給付の義務を負う契約であると解されるから、55条の適用もあるとされている。

まず、破産申立以前の未払利用料については、破産債権となる。

他方、破産申立後の利用料については、破産宣告後直ちに解除を選択した場合であっても、55条2項によれば、申立日の属する月の請求についてのみは財団債権となる。もっとも、55条2項の適用範囲については、これを契約継続を選択した場合に限る趣旨と解する学説もあるところであり、東京地裁はこの扱いとするとのことであるから、当該月の請求が多額にのぼる場合などには、この主張を検討することも有益と思われる。

また、携帯電話利用契約の解除を選択した場合、約款の規定に従い各種の違約金の請求がされることになる。この違約金債権は、契約解除による損害賠償請求の特約であるから、54条1項により、破産債権となるべきものである。

(2) 破産の場合の契約関係②－所有関係

ア 割賦販売契約

携帯電話については、割賦販売が広く行われるようになった。携帯端末の割賦販売においては、携帯端末の売主は、各販売店であり、携帯通信事業者が割賦購入あっせん業者として、信用供与に当たっている。割賦販売あっせん契約は、割賦販売法の適用を受け、携帯電話の利用契約とは別個独立の契約である。携帯電話端末の所有権は、利用者にあるとされており、所有権留保はされていない。

利用者が破産した場合については、割賦購入あっせん業者たる携帯通信事業者は、契約に基づく債務をすべて履行しており、双務契約には該当せず、携帯通信事業者の有する割賦代金請求権は、破産債権となる。

携帯電話の利用契約を解除を選択した場合に一括請求される割賦代金は破産債権となる。

イ 端末代金の援助

割賦販売形態に類するものとしては、端末代金の援助制度がある。これは端末を販売店から購入する際に、携帯通信事業者が一定の金額を援助する旨

の携帯通信事業者と利用者との間の契約であり、予め定められた契約期間内に解除があると、違約金が発生する条項となっている。

携帯電話利用契約の解除を選択した場合に発生する違約金請求権は、54条1項により、破産債権となるべきものである。

(3) 実務的対応

ア 法人の場合

法人で携帯電話を利用している場合には、現実の使用者から速やかに端末を回収するとともに、契約を解除すべきことになる。従業員が個人的に利用した部分がある場合には、従業員に請求することも考えられる。

イ 個人の場合

個人破産で今後も破産者による履行の見込みがある場合には、端末の回収等は行わず、以後の支払は破産者が行うべきことを告げて、そのまま利用を許す扱いで良いであろう。滞納が予想される場合には、解除も検討する必要があるかも知れない。

(協議員)

破産者が個人の場合、継続使用するのであれば、破産者に払ってもらい、法人の場合は、納付書によって財団債権部分を払っており、金額もわずかなので、あまり深刻な問題になったことはない。

3 解雇予告手当の取扱いについて

破産者が、解雇予告手当の支払をせずに従業員を解雇している場合に、解雇予告手当（あるいは解雇予告手当相当額）を破産債権（優先債権）とすべきか財団債権とすべきか。

(提出理由)

本議題は、平成17年度協議事項7(1)と同様の内容であり、裁判所からは財団債権と取り扱う旨のご回答をいただいているところであるが、重要な事項である

ので、取扱いを再確認したく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

解雇予告手当を財団債権とする従来の取扱いに変更はない。

なお、解雇予告手当の支払なしになされた即時解雇は、その後30日を経過するまで効力を生じないので、解雇後30日間の未払給料の請求権が生じ、これは法149条1項の給料に含まれることになる。

例えば15日分だけを支払っている場合、残りの15日分については、給与か解雇予告手当になるのか性質は別にして、財団債権として取り扱うことになる。

4 債権認否の時期について

新法施行当時の説明会では、債権調査について当庁ではいわゆる「後倒し認否」は原則として行わないという説明をしていたが、実際の運用では、配当原資が形成できるまで認否を留保することが多い。破産管財人の事務の合理化のため、いわゆる「後倒し認否」を原則とするよう運用を改めることを検討している。御意見を伺いたい。

(裁判所第3民事部提出)

(協議結果)

(協議員)

- (1) 保証会社がついている場合、承継などの問題が出てくる関係上「後倒し認否」の方が何度も変更という手間が省けて楽ではないか。
- (2) 事実上「後倒し認否」の運用に近いものが増えており、変更されても特に差し支えはない。
- (3) 労働債権の振り分けの関係で、先に詰めておかなければいけない場合があり、財団債権を先に支払うので、先に認否をしておいた方が処理しやすい。また、

先に認否をしておくのと、配当時は一気に処理できるので楽であり、「前倒し認否」の方が処理しやすいと思う。

(裁判所)

今日の意見を踏まえて検討するが、「後倒し認否」を原則とすることになると思う。その場合でも、債権の存否について深刻な争いがあり、異議申立、債権査定等が予想される場合など、早い段階での債権認否を行う必要があるときは、担当書記官に連絡の上、債権認否を早期にされたい。

5 リース料債権の認否後について

リース料債権は、一般には所有権留保付の債権であり、別除権付債権となると思われるが、リース業者のなかには、別除権のない債権として届出をする業者もいる。その場合、破産管財人は、「B」で届け出た債権「別B」として認否することになるが、金額自体には争いはないので、債権調査にあたっての異議を述べることはできない。しかし、「別B」で認否されている以上、別除権を行使して不足額を確定させない限り、リース業者は配当から除かれる。このような場合、異議に準じて、リース業者に対して通知をするのが相当ではないかと考えられるが、御意見を伺いたい。

(裁判所第3民事部提出)

(協議結果)

(協議員)

- (1) 今までは、「別B」として認識を持っていれば、「物品の処分関係につき不明等」などの理由で戦略的異議を出して、物品の処分経緯を聞き、債権額を確定させるか一部取下げを促すというような形で処理していた。異議を出した方が、債権者も動きやすいように思われる。
- (2) リース物件については、認否の際にはほとんどの場合引き揚げが終わっているので、「B」で届出することは引き揚げが終わっているという前提で

考えている。物件がまだ残っているかあるいは不明の場合は異議を出している。

6 債権者への集会日程等の通知について

債権者宛に送付される破産手続開始決定通知に、「第1回債権者集会に出席しない債権者には次回債権者集会の日程及び廃止・終了の事実は通知されない（債権者集会にて口頭により言い渡しがある。）」旨の注意書きをして頂きたい。

（提出理由）

債権者より破産管財人に対し、「次回集会の連絡が無い。」、「廃止（終結）決定をもらっていない。」等の苦情が寄せられることが多く、破産管財人において、債権者に対し個別に通知があるわけではないことを説明の上、希望する債権者に廃止（終結）決定の写しを交付している扱いが多いのではないかとと思われる。このような債権者の誤解を防ぐため、債権者宛に送付される破産手続開始決定通知に、「第1回債権者集会に出席しない債権者には次回債権者集会の日程及び廃止・終了の事実は通知されない（債権者集会にて口頭により言い渡しがある。）」旨の注意書きをするなどして、当然に期日や廃止・終結の通知がなされるものではない旨について周知徹底を図って頂きたいと考え、提出した。

（弁護士会提出）

（協議結果）

（裁判所）

注意書きを加えるようにしたい。

7 債権者集会のより合理的な運営について

債権者集会の運営について、管財人の尽力もあって概ね合理的な運営が図られている。しかしながら、時折、集会において、裁判官の議事進行に従わず、執拗な意見の陳述を続ける債権者も見受けられ、迅速な集会運営の妨げとなっている事案もある。もとより退出命令などの強硬措置を取ることも考えられるが、こう

した事態を未然に防ぎ、債権者集会をより迅速・円滑に運営できる手立てはないか。管財人として実務上工夫されている例など御意見を伺いたい。

(裁判所尼崎支部提出)

(協議結果)

(協議員)

- (1) 何回も電話をしてくる債権者はいるが、きちんと対応する旨伝えたり、管財人は債権者のために仕事をしている旨を強調して伝えると納得してもらえたりする。
- (2) 申立代理人に対して、口頭や文書で、情報提供のお願いをする。
- (3) 文書に問題のある債権者についての情報を残すのは勇気がいる。メモで抽象的な事実を伝えて、詳しいことは口頭で連絡したりしている。

(裁判所)

集会の混乱要因となる可能性がある情報については、連絡メモへの記載または電話連絡等により、必ず事前に裁判所に伝えてもらいたい。具体的には、攻撃的な債権者の存在、集会へ多数の出席が予想されるなどが考えられる。これらの情報を基に、警備の必要性等について検討することになる。

裁判所に入る情報は限定的なものでしかなく、申立代理人からの情報でも、必ずしも裁判所に伝わっているとは限らないので、ちょっとした情報でも、必ず連絡をされたい。

なお、連絡メモは、本庁では原則として記録にはつづらず、尼崎支部では記録にはつづるが閲覧・謄写の対象外としている。

8 管財人の調査範囲（預金・保険）について

予納金以外に財団が形成できそうにない事案において、管財人として、預金・保険の調査をどの程度まで行う必要があるか。

(提出理由)

予納金が20万円であり、かつそれ以外の財団が形成できそうにない事案において、管財人として、どの程度まで調査を行うべきか迷う場合がある。例えば、預金調査については、開始決定日以降の記帳がなされている通帳のコピーを破産者に提出させれば足りるのか、銀行の支店宛に、開始決定日時点の残高照会及び他口座の有無の照会まですべきか。また、保険調査については、申立書添付の解約返戻金額証明書の確認を行えば足りるのか、保険会社宛に開始決定日時点の解約返戻金の有無・解約返戻金額及び他の保険契約の有無の照会まですべきか。これらの判断はケースバイケースであろうが、一般的にどのように考えるべきか裁判所のご意見を伺いたく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

- (1) 銀行に照会することで、他口座の存在をキャッチできることもある。
- (2) 自賠責保険でも返戻金がある場合がある。

(裁判所)

預金の場合、必ず開始決定後速やかに通帳原本の引渡しを受けることを徹底されたい。裁判所からも、申立代理人に対して、通帳原本の引渡しが必要な旨の連絡を徹底したい。

したがって、開始決定日までの記帳のある通帳の原本を確認すれば、残高照会は不要であり、また、一般的には、他口座の有無の照会までは必要はない。しかし、通帳の引渡しに応じない場合や、開始決定後に新たな口座の存在が発覚したような場合などはこれらの照会が必要であると思われる。

保険の場合、原則として、解約返戻金額証明書で足りる。ただし、証明書がない場合や、証明書の日付けが古い場合は、申立代理人に対して、再度提出を求められたい。また、契約約款等に照らして、契約期間の割りに返戻金額が少ない場合には、契約者貸付けを利用している可能性があるので、貸付け履歴を照会して、

直近の借入れについては使途を調査していただきたい。

破産者が個人事業者であった場合や過去に相当な収入、資産があったような場合は要注意であり、場合によっては、幅広い調査が必要である。

9 自由財産拡張申立てがなされている預金口座の取扱いについて

自由財産拡張申立てがなされている預金口座について、拡張の可否の判断を行うまでの間の入出金を防止するために、管財人として、一律に、銀行に対して、破産者による入出金を停止する手続きをとる必要があるか。

(提出理由)

入出金を停止されると、給与の引き出しや公共料金の引き出しができなくなる等、破産者に与える影響は大きく、預金残高が極めて高額である等の例外的な事情がない限り、上記のような手続きをとらない破産管財人が多いと思われるが、異なる見解もあるようである。そこで、破産管財人の業務として、一律に、銀行に対して、破産者による入出金を停止する手続きをとるべきなのかどうか裁判所のご意見を伺いたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

一律には出入金停止の手続きをとる必要はない。

自由財産拡張申立てがされている預金口座であっても、必ず、いったん通帳の引渡しを受け、拡張が認められた後に返還するのが原則であるから、破産者が通帳の引き渡しに応じないような場合は停止手続きをとる必要があるが、それ以外の場合は不要である。

引渡しを受けた通帳について、破産者が口座を利用する必要がある場合は、開始決定時の残高確認をして、残高が少額な場合は、すぐに拡張の判断をして、破産者に通帳を返還する取扱いも可能と考える。残額が多額の場合でも、少額を残

して残りを引き出し、引き出した現金を管財人が保管することとすれば、同様の取扱いが可能である。

10 不動産を任意売却する場合の免責条項について

破産財団所属の不動産を任意売却する場合、破産管財人は消費者契約法の「事業者」に該当するか。該当するとすれば、売買契約書の免責条項（瑕疵担保責任は一切負わないとの条項）は、同法第8条により無効となり、破産財団ないし破産管財人の損害賠償の問題が生じることとなるが、この問題にどのように対処すべきかご意見を伺いたい。

（提出理由）

破産管財人が不動産を任意売却する場合、売買契約書に免責条項（瑕疵担保責任は一切負わない旨の条項）を入れておくのが一般的であると思われる。しかしながら、破産管財人は消費者契約法の「事業者」に該当するという見解も強く、管財人としては、実務上対応に悩むところであるので、意見交換を行いたく提出した。

（弁護士会提出）

（協議結果）

（協議員）

- (1) 事業者の破産の場合、瑕疵担保責任を負うという条項を入れている。入れないと永遠に責任を負うことになるので、期間を限定して、それ以降は責任はないという形にしている。
- (2) 事業者に該当するかもしれないという見解のいかんに関わらず、原則的には免責条項はすべて入れるという運用をしている。事業者に該当して責任追及をできるようにしたとしても、その時には契約当事者としての管財人はいない訳であるが、納得という意味からも、瑕疵担保責任の免責条項は置くと考えるべきではないかと考える。

- (3) これ自体意味があるのか分からないが、確認書とか念書というものをとって、評価額よりも安い金額なので不服は言わない旨書いてもらっている。責任を負う者が誰もいなくなることを十分説明することが重要ではないか。
- (4) 大阪弁護士会の研修速報によると、裁判官の考えとして、瑕疵担保責任に関しては、実質的に消費者契約法は適用されないと言っていて、その根拠が、瑕疵担保責任を負担できないことを十分に説明して価格設定した場合には隠れた瑕疵はないといえること、民法568条が570条を排除している点に類似していること、実際的にも慣行として認められているということで、消費者契約法の適用はないと考えて処理している。

(裁判所)

消費者契約法の「事業者」、「事業」の定義に照らすと、破産管財人が「事業者」で、破産が「事業」に当たるとの立論も十分に説得的であり、エンドユーザーに不動産を売却する場合に一般に用いられる売買契約の免責条項を用いると、消費者契約法8条に反し、無効とされる可能性が高いと言えるであろう（不動産業者に対して売却するのであれば、有効。）。

さらには、新築住宅（新築1年以内で人が住んだことのないもの）を販売する場合にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律が適用される。管財人が同法に言う「売主」に当たるとを否定することはできず、管財人は10年間の瑕疵担保責任を負い、これに反する特約は無効となる。

もっとも、仮に売却した不動産に何らかの瑕疵があったとしても、その責任を負うべき破産財団は破産手続の終結と共に消滅するのであるから、現実的には何人かに対して瑕疵担保責任を追求することは不可能である（瑕疵のある不動産を売ったことをもって、破産管財人の善管注意義務違反を問うことも、よほど例外的な場合でなければ不可能であろう。）。そうすると、この事態を注意的に表現する条項として瑕疵担保責任を負わないとすることも合理性を有することに加えて、瑕疵担保責任を負わない旨の条項が実務に定着したプラクティスであること

からすれば、瑕疵担保責任を負わない旨の条項を削除すべきとまでは言えないのではないかと。

実務的には、瑕疵の存在する可能性を考慮して可能な限りの調査を行うとともに、買主に対して責任主体が消滅することをよく説明するに尽きると思われる。

11 債務者代理人や破産管財人による過払金回収業務のあり方について

- (1) 破産管財人が過払金を回収する際、業者から低い回収率を打診された場合に、どのような追加調査ないし交渉をすべきか。
- (2) 債務者代理人が予め過払金を回収する場合、その時期や方法において破産管財人の観点からみて留意してもらいたい事情はあるか。

(提出理由)

- (1) 破産管財人が過払金を回収する際、過払金を返還すべき信販会社等が、昨今の国内外の不況等の影響からか、経営不安を理由に回収率を低く提示してくる、との破産管財人からの報告が散見されている。そのような場合、手続の公正（廉価処分の防止）あるいは債権者の納得の観点から、どのような追加調査（資料の準備等）をすべきか、またどのように交渉すべきか、意見交換したく提出した。
- (2) 債務者代理人が、予納金を含めた破産申立費用を捻出する等の理由のため、予め過払金を回収することがあるが、破産管財人として、そのような処分の時期や方法について、疑問を感じたことがないか。裁判所としても、事案の適正処理の見地から、管財業務の実情を知りたく提出した。

(裁判所姫路支部提出)

(協議結果)

(裁判所)

相手方業者の規模や計算上の過払い額の多寡、破産財団の額、異時廃止予定か配当予定か、ほかの換価業務の有無やスケジュールなど、事件の進行について総

合的に考慮した上で業者提示の額での任意的回収に合理性があるかどうかの検討を行う必要があると考えられる。

一般的には、相手方業者がそれなりに名前の通った企業である場合は、訴訟等の強制的回収を図った場合、時間と費用をかければ100パーセント回収することが一応可能と考えられるから、これを基本として考えるべきであり、和解による任意的回収によっても、計算額の9割以上の額を1つの目安とすべきであろう。

12 本庁と支部との運用統一について

次の各点について、尼崎支部とそれ以外では異なる取扱がされているが、運用を統一していただきたい。

(1) 過払金の自由財産拡張基準

(2) 法人とその代表者がいずれも管財事件として同時に自己破産申立てを行った場合の予納金の金額

(提出理由)

(1)について

過払金について、尼崎支部では、大阪地裁と同様の取扱い、すなわち、破産申立て時まで回収済みの過払金又は返還額及び返還時期の合意がされた過払金で、財産目録に記載のものについては、99万円の範囲内で原則として自由財産拡張を認めるという取扱いがなされている。これに対し、尼崎支部以外では、破産管財人の意見が尊重されつつも、破産者の経済的再生に必要不可欠であることという要件が要求されており、尼崎支部とそれ以外とで、運用基準が異なっているのが現状である。自由財産拡張の運用については、公平の見地から、できるだけ統一的に運用されることが望ましいと考えられる。

(2)について

法人とその代表者がいずれも管財事件として同時に自己破産申立てを行った場

合、本庁やほとんどの支部では、事件毎に最低20万円の予納金を納めなければ開始決定は出されていないはずであるが、尼崎支部では、2件あわせて20万円の予納金が納められれば開始決定が出される事案もあるようである。予納金の金額が同じ地裁管内の支部で異なるのは、公平及び予測可能性の観点から望ましくないと考えられる。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所尼崎支部)

現状では、変更の必要はないと考えている。

(2)について、原則は個々の事件ごとに20万円であるが、例外的にどうしても金銭がない場合、管財人が了承すれば、2件で20万円という取扱いをしている。これについては、弁護士会の尼崎支部とも協議済みであり、できるだけ尼崎支部管内の管財人を選任している。

13 税務申告について

- (1) 破産管財人が税務申告を行う場合、還付申告だけでなく、納付を行う申告であっても税理士費用を財団債権として支出してよい。
- (2) 法人の破産管財人に就任し、消費税、法人税等の税務申告を行わなければならない場合に、法人の帳簿類が不十分（破棄されたあるいは不正確な記帳しかない）なため、税務申告書を作成してくれる税理士が見つからない場合、どうすればよい。また、税理士費用が支払えない場合の税務申告はどうすればよい（特に解散事業年度の法人税・消費税）。

(提出理由)

従来、破産管財業務において、税務申告は主として還付を求める場合に行われ、法人の破産管財事件であっても、還付がない限り特段の手続をしない破産管財人が多かったと思われる。しかし、昨今、破産管財人の源泉徴収義務が争われるな

ど税務問題がクローズアップされ、税務署からの照会も増加傾向にあるため、破産管財人が税務上の処理に悩み、税理士に税務申告書作成等を依頼する機会も増えている。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

- (1) 破産会社の以前の担当税理士に作成してもらっている。資料がほとんど残っていないなくても、ある範囲で作成している。還付がない場合でも申告している。税理士に支払う費用もない場合は、財団にお金がなければ、税務署は何も言っていない。
- (2) 断片的にある資料から作成する場合もあり、売り上げを0円として申告して、税務署に判断を委ねることも考えられる。とにかく申告する姿勢が大事であり、申告してトラブルになったことはない。

(裁判所)

破産管財人が申告義務を負うのはどのような場合かについては、「破産実務QアンドA150問」(きんざい)P297以下で、詳論されている。

破産管財人が申告義務を負うのであれば、申告を依頼する税理士は管財人の補助者と考えられるので、相当額の税理士費用については、破産財団の管理に要する費用(破148条1項2号)として財団債権に当たるとして差し支えない。

いずれの申告についても、税理士費用不足という事態は頻繁に生じうる。その場合、申告を行うのであれば、各管財人自身の税務知識を踏まえ、無理のない範囲内で申告業務を行っていただければよいと考える。

14 民事再生において監督委員の同意を得るべき事項について

民事再生事件において、①重要な財産の処分、譲り受け、②多額の借財の各行為については、監督委員の同意を得なければならないとされることが多いが、こ

の判断基準について、裁判所の考え方を示していただきたい。

(提出理由)

再生計画認可後、上記①②について、監督命令が発令されることが多いが、何が「重要な」財産か、どの程度であれば「多額」の借財といえるのか、監督委員として判断に迷うことが多い。特に②の多額の借財については、同意しなければ再生計画が遂行できなくなる可能性が高くなると予想される一方、同意したとしても結果的に再生計画が遂行されないと見込まれる場合には、一般債権者の利益を著しく害する可能性が高くなるので、監督委員として判断に悩むところである。この判断は、事件によって、ケースバイケースでなされるべきとは思うが、裁判所の一定の考え方を示していただければ判断の参考となると考え、提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

監督委員の同意を得るべき事項の判断基準は、個々の事例で異なり、一般的には監督命令に記載した以上のことは答えられない。

申立再生事件の特徴（大規模事件か、そうでないか）や進行状況（資金繰りの状況、再生手続の進行状況）再建内容（自主再建型か、スポンサー型か、あるいは将来の清算を視野に入れているのか）などから判断されたい。

例えば、財産処分であれば、まずは財産処分の必要性を明確にさせ、その上で処分価格の妥当性を検討することになろう。金銭の借入であれば、必要性を明確にさせたいうえで、借入条件が不合理でないかを検討し、さらに将来の弁済の確実性についても考慮する必要がある。

もともと、監督委員に同意権を与えた趣旨は、裁判所よりも、監督委員の方が、適切な判断をなすという信頼にあり、個々の事案に応じて、適切に判断されたい。判断が難しいと思われる事案があれば、裁判所に相談されたい。